

令和2年度第3回小田原市歴史まちづくり協議会議事概要

日時 令和3年(2021年)1月18日(月) 午前10時15分から午前11時15分まで

場所 小田原市役所7階 大会議室

次第

1 開会

2 協議事項

- (1) 小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)の策定について
- (2) 計画期間に係る最終評価シートについて

3 報告案件

- (1) (仮称)小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について

4 その他

5 閉会

出席委員

学識経験者

後藤治、小和田哲男※、菊池健策※

市民団体代表者

平井太郎※

行政職員

齋藤貫※、河田貴子※、座間亮、安藤圭太、石川幸彦、石塚省二、北村洋子
(出席者11名(※リモートによる出席者5名)、欠席者3名)

関係者の出席

小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)策定業務委託 受託業者
株式会社 都市環境研究所 関宏光

事務局

狩野都市部副部長、金子まちづくり交通課長、高橋文化財課長、
小澤企画政策課企画政策係長、諏訪部文化政策課副課長、田村文化財課副課長、
松井建築指導課専門監、府川教育総務課副課長、
田邊まちづくり交通課副課長、鈴木まちづくり交通課まちづくり係主査、
増田まちづくり交通課まちづくり係主任、佐久間まちづくり交通課まちづくり係主事

議事要旨

1 開会

2 協議事項

(1) 小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定について

事務局 「協議事項（1）小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）の策定について」説明する。

本日は、これまでの国との協議や文化財保護委員会からの意見聴取を踏まえ、前回、報告した内容と変更した箇所を中心に報告する。

最初に、【資料1-1】「小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）」をご覧ください。前回の本協議会から修正した箇所を、朱書きや青書きで記載している。

157～159ページの「(6) 箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致」の「②歴史的風致を形成する建造物」をご覧ください。これまで、片浦地域のみかん小屋を位置付けていたが、隣接する早川地域においても、歴史調査を進め、50年以上の歴史を有する建造物が確認できており、国との協議において歴史的風致の範囲を早川地域まで拡大することとした。

次に、193ページの「(3) 重点区域の区域、名称、面積」及び【資料1-2】「小田原市歴史的風致維持向上計画（第2期）の重点区域変更について」をご覧ください。

前回の本協議会において、重点区域を早川周辺地区まで拡大することで、国と協議を進めていたが、国の交付金に関わる「社会資本総合整備計画」の策定を令和3年度に変更したことから、引き続き、早川周辺地区の歴史調査を進めながら、庁内関係所管課と基幹となる事業を調整していき、段階的に区域を拡大することとしたため、現計画における重点区域を基本に設定することとした。

次に、233ページをご覧ください。

これまでの本協議会における意見を踏まえ、第2期計画においては、「点から線」、「線から面」への広がり意識した歴史まちづくりを展開していくため、重点区域内のかまぼこ通り周辺地区、銀座・竹の花周辺地区、板橋・南町周辺地区については、現計画の成果を踏まえ、公民連携のもと、歴史的風致形成建造物を核とした、街なみ環境の向上にむけ、新たな事業として位置付けるものである。

次に、241ページ及び【資料1-3】「歴史的風致形成建造物の指定対象の候補（追加案）」をご覧ください。

歴史的風致とは、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」第1条の規定により、歴史的価値の高い建造物、その周辺の市街地、地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動の3つが一体となって、形成している良好な市街地環境と定義されており、これまでの歴史調査を踏まえ、本市の維持及び向上をすべき「小田原旧城下町と祭礼にみる歴史的風致」と「板橋・南町の別邸文化に由来する営みにみる歴史的風致」の核となる建造物については、新たに指定候補に追加するものである。

最後に、【資料4】「小田原市歴史的風致維持向上計画の最終評価及び第2期計画

の策定に対する市民意見の募集結果」をご覧いただきたい。

令和2年12月11日から令和3年1月9日までの期間、市民意見を募集したところ、5名から7件の意見書が提出され、その内訳としては、施策の取組の方向性や組織体制に関する「B 意見の趣旨が計画案に反映されているもの」が3件、具体的な取組の提案や連携させるべき取組などに関する「C 今後の検討のために参考とするもの」が4件であった。意見等を原文のまま資料に掲載しているが、公表時には要旨とする予定である。

また、「4 提出意見と関係なく変更した点」としては、先ほど説明した、「箱根外輪山東麓の柑橘栽培にみる歴史的風致」の範囲拡大を記載している。

なお、今後の予定として、本日の本協議会での協議を経て、2月の小田原市議会建設経済常任委員会へ最終案を報告したのち、年度内に国の大臣認定を受けられるよう、2月下旬までに国へ認定申請する予定である。

以上で説明を終わる。

後藤会長 【資料4】については、第2期計画案に既に反映されている歴史的風致維持向上支援法人の指定により対応できるものが多いと感じる。歴史的風致維持向上支援法人以外に、文化財保存活用支援団体、景観整備機構などの団体指定制度の活用も進めてほしい。

安藤委員 【資料1-1】216及び221ページにある「皆春荘」と「旧松本剛吉別邸」に関する事業名称について、「保全」と「保存」が併存しており、「保全」に統一した方がよい。併せて、224、225ページも修正いただきたい。

次に、217ページの「重点区域内における街なみ環境の向上」については、「重点区域内での具体的な計画」の項目にあるため、あえて「重点区域内」と表現する必要はないと考える。

また、246ページの「1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方」で述べられている歴史的風致維持向上支援法人について、団体を指定する見込みは現時点であるのか。

金子課長 字句については、適宜、修正させていただく。

歴史的風致維持向上支援法人の指定については、直ちに指定できる団体の候補がいる状況がなく、今後、該当する団体を見出していきたいと考えている。

後藤会長 補足として、小田原市の市民活動は盛んであり、候補になり得る団体は多数あるが、法に適合する団体を見出すことが難しい状況にある。職人育成に係る団体は、指定されることにより技能者を推薦する立場になるが、本来推薦されるべき技能者が団体の構成員であるため、難しい部分がある。

菊池委員 【資料1-1】43ページの「相模人形芝居下中座」について、指定名称を記載しているのか。下中座は相模人形芝居の保護団体の1つのため、「相模人形芝居」が正式な指定名称ではないか。また、44ページの5、6行目「重要無形の民俗文化財」にある「の」は不要である。

田村副課長 相模人形芝居下中座の記載方法を、文化庁へ再確認し修正する。44ページについても修正する。

小和田副会長 【資料1-1】241 ページ及び【資料1-3】のとおり、松原神社等の建造物を候補物件として追加することについて、さらに築年数が古い神社仏閣が市内にはあるが、対象物件の線引きをどのように考えているか。

金子課長 まずは、歴史的風致の核となる建造物を指定対象の候補とする方針である。今後、50 年以上の歴史があり、歴史的風致形成建造物の要件に当てはまるものは、さらに追加する考えである。

後藤会長 候補にする建造物は、文化財等の指定もすべきであるため、そういった調査も進めてほしい。

「柑橘栽培にみる歴史的風致」に記載された段々畑の石積みについて、50 年以上の歴史を特定できるものは少ないと思うが、農家自身が石を積み、修繕していること自体が歴史的風致であり、生活風景だと考える。50 年以上の歴史を証明することについて、不動産の証明とは異なる考え方を持ってほしいことを、本協議会会長の意見として国へ要望してほしい。

平井委員 【資料1-1】243 ページ「清閑亭」の建築年について、昭和 39 年となっているが、合っているか。

受託業者 第2章では明治 39 年になっており、誤記のため修正する。

平井委員 【資料1-2】について、令和3年度に社会資本総合整備計画の策定に合わせて早川地区の重点区域拡大を検討するとのことだが、既に早川地区における具体的な事業があるということか。

金子課長 早川地区で展開する基幹事業が現在の事業計画になく、令和3年度に社会資本総合整備計画を策定する際に、早川地区での基幹事業を見出せた場合、国と協議し、重点区域を拡大していきたいと考えている。

後藤会長 それまでに早川の歴史調査を進め、歴まち計画に位置付けられる歴史的資源を発掘できるとよい。漁港自体は歴史があるので、それ以外の歴史的資源の掘り起しに努めてほしい。

平井委員 早川駅から TOTO CO 小田原までの歩道が整備されているが、現状では、歴史的風致を感じさせるものではないため、修景整備等の検討を進めてほしい。

(2) 計画期間に係る最終評価シートについて

事務局 「協議事項(2)計画期間に係る最終評価シートについて」説明する。

【資料2】「小田原市歴史的風致維持向上計画 最終評価(平成23年度～令和2年度)」をご覧いただきたい。本日は、住民評価・協議会意見シート(様式7)及び全体の課題・対応シート(様式8)について、協議するものである。

最初に、23 ページ「①住民意見」について、歴史まちづくりに取り組む市民団体関係者を対象に、アンケート調査を実施したところ、現計画における歴史まちづくりの効果については、約9割の方に維持及び向上しているとの回答を得たところである。

主な意見としては、歴史的建造物の活用促進、伝統芸能や職人育成などの人材不足、駐車場やトイレ等の環境整備の要望などのほか、歴史的風致に対する市民の認

知度が低いことが課題として挙げられている。この課題解決に向けては、引き続き、第2期計画においても、庁内18課で構成している小田原市歴史的風致維持向上計画推進会議にて、検討していきたいと考えている。

「②協議会におけるコメント」については、これまでの本協議会における意見のほか、総括評価及び最終評価をいただいた元小田原市景観評価員の窪田先生の評価内容を記載している。

第2期計画においては、今後の歴史まちづくりを担う小中学生をはじめ、市民に対し、これまで以上に歴史まちづくりの取組や効果などを伝えていくなど、普及啓発に努め、評価については、建造物等の入館者数などの定量的な評価だけでなく、来訪者を対象としたアンケート調査などの定性的な評価も実施するなど、面的な歴史まちづくりの効果を測定していきたいと考えている。

最後に、全体課題・対応シート（様式8）については、これまでの全体の課題に係る今後の対応（案）を示している。

以上で説明を終わる。

後藤会長 先ほどの質疑応答にあった内容は、最終評価シートにも追加するという点でよいか。

金子課長 指摘内容は追加する予定である。反映方法については、全委員への確認が困難なため、会長一任でお願いしたい。

後藤会長 会長一任でよいか。

委員一同 異議なし。

平井委員 以前、会議の場以外で意見照会があったが、その際の意見への対応を丁寧に示してほしい。また、市民意見についても、丁寧にリアクションしてほしい。

金子課長 指摘のとおり丁寧な対応に努める。

後藤会長 追記事項については、会長一任で進めることとする。

3 報告案件

(1) (仮称) 小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について

事務局 「報告案件(1)(仮称)小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の制定について」説明する。

【資料3】をご覧ください。

歴史的建築物の保存及び活用を進めやすくするため、建築基準法を代替措置により適用除外にできる条例の検討を進めている。

背景としては、地域創生や魅力あるまちづくりを進めるため、地域固有の歴史的・文化的な価値が認められている歴史的建築物の活用が全国的に進められている。

国宝、重要文化財に指定された建築物は、建築基準法の適用が除外されるが、その他の歴史的建築物の多くは、増改築や用途変更などの改修を実施する場合に、建築基準法の現行基準に適合させようとすると、当該建築物が有している歴史的・文化的な価値が損なわれる可能性がある。こうした課題に対して、国土交通省では現

行基準の適用を除外できる条例の制定を促進している。

次に、目的について、本市には、明治以降、政財界人が構えた別邸や小田原のなりわいを継承する歴史的建築物が多く残っており、歴史的風致維持向上計画に基づき指定した歴史的風致形成建造物もその1つである。

これらの歴史的建築物について、公民連携により利活用し、地域の資産として良好な状態で将来の世代に継承するとともに、本市のブランド力を高めることで交流人口の拡大に繋がるよう、法の適用を除外できる条例を制定するものである。

国宝、重要文化財に指定された建築物は既に建築基準法で自動的に適用除外となる。条例では、これら以外の登録有形文化財、景観重要建造物、歴史的風致形成建造物、県及び市指定重要文化財等に指定された建築物を対象としており、3、4ページにその一覧を示している。

2ページをご覧ください。

条例の手続きとして、所有者は、建築士に調査を依頼して、当該建築物を保存活用するための意匠、防火避難に対する代替措置、耐震及び維持管理を記載した保存活用計画を作成する。保存活用計画が整ったところで、所有者は、市長に保存建築物の指定及び建築基準法適用除外の指定を申請し、市長は、保存活用計画に基づき利用者の安全を検証し、保存建築物として指定した上で、建築審査会の同意を得て、建築基準法の適用除外の指定をする。これにより、所有者は、建築物の保存活用ができるようになるものである。

最後に、令和2年12月15日から令和3年1月13日まで市民意見を募集しており、6名から9件の意見書が提出されたが、条例を見直す必要のある意見はなかった。

今後の予定としては、小田原市議会令和3年3月定例会に条例議案を提出し、議決を経て、令和3年4月に条例施行となる。

以上で説明を終わる。

安藤委員 【資料3】に列記される対象以外に、「市長が認めるもの」の条文はあるか。

松井専門監 「市長が認めるもの」という条文は設ける予定である。

後藤会長 【資料3】の対象以外にも、市は独自に「小田原ゆかりの優れた建造物」を設けているなど、候補物件は市内に多数あると考える。候補物件に何らかの公的な位置付けがあり、適用除外とすることが理想的であるため、条例を運用する所管課だけでなく、文化財部局や歴史まちづくりの担当部局とも連携し、積極的に適用除外の対象にできるとよいと考える。

運用に当たって、相談窓口を設けるなど、前向きに適用除外を受け入れる姿勢で臨んでいただきたい。建造物の扱いに困り、相談を持ち掛ける所有者の立場からすれば、所管課からどうなるかは分からないと言われると、結局、建築基準法に適合しないままにしてしまうこともあり、本末転倒な結果となってしまう。市が積極的に相談を受け入れ、検査済証と同等の書類を発行することで、民間としては、銀行の融資を受けやすくなるなどのメリットがあるため、市が専門家とともに、民間を助けるという姿勢で運用を進めてほしい。

一例として、歴史的建造物は、耐震や防火の面に課題があることが多いが、他都市では、条例を制定しても、建築審査会が県に設置されているため、それらの課題を一般の評定機関で検討するよう意見され、所有者のコストや負担軽減といった条例の意義が失われることがある。小田原市では該当しないと思うが、そういったことがないように努めていただきたい。

国土交通省の条例促進に係る委員会の委員長を務めた立場から言えば、建築基準法は、安全のための最低基準とうたっているが、地域特有の工法や建築基準法ができる以前の工法は、全国一律に認めることが難しく、また、住民参加や管理者の能力といったソフト面を考慮しておらず、ハードの基準のみ設けているものである。地元だからこそ地域特有のソフトの力を見極めることができ、ハード部分の条件を低くできるという点を意識し、前向きに条例の運用に当たってほしい。

松井専門監 保存活用計画は、所有者が作成することとなるが、助言いただいたとおり、耐震や防火の措置については、建築基準法に適合させることが難しいことも多いため、所有者から計画作成の相談を受けていきたいと考えている。また、小田原市の場合、条例に基づく意見聴取は、本市建築審査会に協力を依頼している。

4 その他

事務局 令和2年度をもって本協議会委員の委嘱及び任命期間が満了となるので、今年度中に事務局から推薦状を送付させていただく。次回の協議会では、開催前に委員の委嘱及び任命をさせていただく予定である。

開催日時については、令和3年5月18日（火）午前10時から、場所は市役所3階議会全員協議会室を予定している。

後藤会長 議事は終了したが、全体を通して何か意見はないか。

齋藤委員 第2期計画案がおおよそ完成し、令和3年度から運用が始まるが、県としては、社会資本整備総合交付金の申請窓口になっているので、引き続き市と連携して取り組みたい。

河田委員 【資料2】について、市民の認知度の低さを挙げられているが、市民としては身の回りであって当たり前と認識していることもある。例えば、市外からの転入者に良いところを示してもらい、広報することで認知度を高めていくという方法もあると考える。

菊池副会長 【資料1-1】について、詳細部分で気になる点があるが、どう伝えればよいか。

金子課長 改めて近日中に確認させていただき、修正すべきところを対応していきたい。今月中がデッドラインとなる。

後藤会長 週明けまでに事務局へ修正の連絡をお願いしたい。

小和田副会長 【資料3】のとおり、条例の制定が進んでおり、喜ばしいことだと思う。

後藤会長 小田原市として、第2期計画に向け、順調に進んでおり、第2期計画の中で進むべき方向性も見えているように思う。協議会としても協力していきたい。

5 閉会